

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 平成30年9月27日（木）午後3時30分～午後5時37分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、小堀委員、齋藤委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、平林委員、藤倉委員、宮越委員、森川委員

■議事内容

1 諮問

「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・北清掃工場建替事業	平成30年8月10日
2 環境影響評価書案	・(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業	平成30年8月10日
3 環境影響評価書	・(仮称)芝浦一丁目建替計画	平成30年8月30日
	・(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業	平成30年9月3日
4 事後調査報告書	・浜松町駅西口周辺開発計画(工事の施行中その3)	平成30年9月5日
	・(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業(工事の施行中その3)	平成30年9月14日
	・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業(工事の施行中その5)	平成30年7月31日
	・豊洲新市場建設事業(工事の施行中その6)	平成30年8月30日
	・是政橋及び関連道路建設事業(工事の完了後その1)	平成30年9月11日
	・調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線(調布市富士見町～三鷹市野崎間)建設事業(工事の完了後その1)	平成30年9月11日
5 対象計画策定に係る書面提出書	・多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間)建設事業	平成30年8月9日
6 完 了 届	・都市高速道路高速外郭環状葛飾線建設事業	平成30年8月8日

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会
速 記 録

平成30年9月27日(木)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後 3 時 30 分開会)

○森本アセスメント担当課長 本日は、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち 15 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、平成 30 年度第 5 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳審議会会長 はい、分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから、平成 30 年度東京都環境影響評価審議会第 5 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、諮問 1 件及び受理報告を受けることといたします。

それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から提案をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

お手元の資料 1、1 ページをご覧ください。

こちらの資料 1 は諮問文でございます。朗読いたします。

30 環総政第 376 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 30 年 9 月 27 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 488 号 「(仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
よろしくお願いいたします。

○柳審議会会長 「(仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞ
よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、お手元にごさいます黄色い環境影響評価書案でご
さいます。「西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」でごさいます。

それでは、黄色い環境影響評価書案の、まずは 1 ページをお開きください。

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地ですが、まず名称は西新宿三丁目
西地区市街地再開発準備組合、これが事業者の名称でごさいます。代表者、所在地について
は以下のとおりでごさいます。

対象事業の名称及び種類ですが、「(仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」、
種類としては高層建築物の新築及び住宅団地の新設となっております。

対象事業の内容の概略でごさいます。場所としては東京都新宿区西新宿三丁目内という
ことで、都庁からほど近いところでごさいます。計画地約 4.8ha 内、それに住居、業務、
商業などの機能を含む高層建築物等を建設する計画でごさいます。

それでは、評価書案 5 ページをお開きください。

今回の対象事業の目的及び内容でごさいます。

この計画地ですが、国の指定する都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域
に位置付けられておりまして、東京都の上位計画としては都市づくりのグランドデザイン、
あるいは新宿区の上位計画としては新宿区まちづくり長期計画、都市マスタープランという
ものに位置づけられてごさいます。

計画地につきましては、新宿区まちづくり長期計画、都市マスタープランの中の都心居住
推進地区に位置付けられておりまして、「業務商業」と都市居住が調和した市街地再開発事業
等によるまちづくりを推進」する方針などが示されているところでごさいます。

それでは次に、事業の内容でごさいます。6 ページをお開きください。

6 ページ、こちらは計画地の位置図でごさいます。

計画地は西新宿三丁目に位置してごさいます。この図の真ん中のほうに実線で囲まれた
ところでごさいます。周辺の鉄道駅としては、計画地の南西側に京王新線の初台駅、計画地

の南東には小田急線の参宮橋駅、計画地の北西には都営大江戸線の西新宿五丁目駅があるというところに位置してございます。

それでは続きまして、地域の概況でございますが、この計画地内ですが、第二種住居地域がほとんど大部分を占めておりまして、この計画地の南側、北側及び東側の一部が商業地域に指定されているというところでございます。

また、ここの計画地の現況ですが、この地図で見るとおり、細街路等により細分化された宅地が多い密集市街地となっております。計画地の北東側には、ここの東京都庁や新宿中央公園が立地しているという場所となっております。

一方、計画地周辺の道路状況ですけれども、この図面の北側を見ていただきますと、計画地の北側には水道道路、あるいは東側には十二社通り、計画地の南側には国道 20 号線の甲州街道が位置しているというところでございます。

それでは、9 ページをお開きください。

事業の基本構想でございます。

まず、目標ですが、本地区では住宅機能、商業・生活支援機能などの多様な機能集積を図るとともに、本地区と周辺市街地を連絡する歩行者ネットワークの形成、あるいは大規模広場の整備など、多様な都市機能が集積する、魅力ある複合市街地の形成を目標としてございます。

次に、基本方針でございます。

以下のアからエの 4 点あります。

1 つ目のアとしては都市基盤の整備による地域の利便性の向上と災害に強いまちづくり、イとしては地域の賑わい・交流を育成するまちづくり、ウとしては質の高い住環境を形成するまちづくり、エとしては良好な環境・景観を創出するまちづくりという 4 つを基本方針としてございます。

それでは、評価書案の 10 ページをお開きください。

(3) 事業の基本計画です。

①施設配置計画・建築計画等でございます。

お隣の 11 ページをご覧ください。

この計画地をご覧くださいますと、南棟と北棟という 2 つの大きな高層住宅棟を建設する計画となっております。南棟と北棟を低層部で連結するというような構造となっております。それぞれ低層部には駐車場、あるいは業務施設、商業施設を配置する計画でありまして、

高層棟と低層部を商業施設や歩行者デッキでつなぐというような計画でございます。

また、歩行者の利便性だとか回遊性を高めるために、近隣建築物に接続する歩行者デッキの整備、あるいは計画地のちょうど西側にあります南北道路の新設とか、あるいは敷地の北側に走っている水道道路の拡幅、あるいは敷地の先ほどの西側の南北道路の整備を行うというものです。

なお、計画地の東側にあります十二社通り沿いに位置する別棟については、商業施設などの土地利用を図っていく計画となっております。

それでは、下の 10 ページの表をご覧ください。建築計画の概要でございます。

まず、南棟につきましては延床面積 203,100m²で、住宅戸数は約 1,550 戸、最高高さが約 235m、地上 65 階建てとなっております。北棟のほうは、延床面積が 181,600m²で、住宅戸数 1,650 戸、最高高さが約 235m、地上 65 階建てとなっております。

その下の別棟でございますが、別棟 1 は延床面積が約 3,700m²で、最高高さ約 35m、地上 10 階建てということになっております。別棟 2 のほうは延床面積が約 1,500m²で、最高高さ約 35m、地上 9 階建てとなっております。

それでは、12 ページをご覧ください。

12 ページは、こちらは南北、南棟、北棟、それぞれの断面図となっております。

隣の 13 ページをご覧ください。

13 ページは 2 つ図面がありますが、下のほうに今回の完成予想図と申しますか、パースが載っております。

それでは、14 ページをお開きください。③熱源計画でございます。

これにつきましては 15 ページをご覧ください。

15 ページをご覧いただきますと、熱源施設ですけれども、南棟と北棟の地下 2 階の機械室に配置する計画でございます。熱源施設の排気口の位置につきましては、低層部の人工地盤面上に設置する計画となっております。

次に、空調換気計画ですけれども、地下に駐車場を設置する予定です。駐車場の換気につきましては、機械換気方式として駐車場の排気口の位置は G. L+5.0m の場所に設置する計画となっております。

それでは、17 ページをお開きください。⑥緑化計画でございます。

引き続きまして 19 ページをご覧いただけますでしょうか。

今回、この計画の中の緑化計画ですけれども、計画地の外周部に植栽を配置して歩道状空

地を確保するという計画です。計画地周辺にある新宿中央公園、あるいは代々木緑道などと連携した緑のネットワークの形成を図るとしてございます。

植栽計画ですが、植栽樹種は、地域に生育する種を参考に選定する予定でして、高中低木をバランスよく配置するとともに、防風効果を見込んだ配置とする計画でございます。

戻りまして、17 ページをご覧ください。

今回の整備の緑化基準でございます。

計画地全体における緑化基準ですが、基準としては、新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針における緑化基準に基づき、計画地全体で再開発等促進区を定める運用基準の緑地基準値 40%を確保するという計画です。

次に、南棟、北棟における緑化基準ですが、今回の地区計画では、建築物の緑化率の最低限度として定めるとしておりまして、緑化率の最低限度として定める数値については、新宿区みどりの条例、あるいは新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針などで定められた基準のいずれにも適合した計画としてございます。

それでは、20 ページをお開きください。

施工計画及び供用の計画でございます。

まず、施工計画でございます。工事工程です。

21 ページをお開きください。工事工程表でございます。

工事工程全体で約 76 か月ございまして、平成 33 年度～平成 40 年度までを予定してございます。順番としては、最初に南棟から入りまして、次に北棟、その次に別棟に着手する計画となっております。

あと拡幅・整備を行う水道道路など隣接する関連道路の工事においては、道路交通への影響を考慮して、夜間・休日に作業を行う場合があるとしてございます。

次に、23 ページをお開きください。工事の施工方法でございます。

主な工事内容につきましては、23 ページの下の表 5.3-2 のほうに掲げております。

主なものを取り出しますと、まず、準備・解体工事ということです。

工事の施行中につきましては、敷地境界付近に仮囲い（万能鋼板、高さ 3.0m）、解体する既存建築物の周囲には仮囲い（防音パネル、高さ 3.0m）を設置して工事区画とし、工事に用電源、仮設事務所、工事看板などの設置を行うとしております。

その下の山留・杭・掘削工事でございます。これは、南棟、北棟共通でございます。

バックホウ、あるいは SMW 掘削機などを用いて、掘削や山留壁の設置を行うとしておりま

す。建築物の地下部の掘削は G.L. 約-13m まで実施するという計画でございます。

それでは、24 ページをお開きください。

建設機械及び工事用車両でございます。

建設機械につきましては、最新の排出ガス対策型建設機械、あるいは低騒音型の建設機械の使用に努めるとしてございます。

次に、工事用車両でございます。工事の施行中における工事用車両の走行台数ですが、最大で 563 台、大型車 515 台、小型車 48 台、それぞれ 1 日当たりでございますが、計画しております。

25 ページをご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、青い線が入場ルートで、赤い線が出場ルートとなっております。

工事用車両の主な走行経路につきましては、山手通りであるとか水道通りであるとか、あるいは甲州街道、あと十二社通り等を計画しているというところです。

工事用車両の出入口は、主に計画地の北側、南側からの出入口、図示をしておりますが、そこからの出入りを計画しております。

それでは、26 ページをお開きください。供用の計画でございます。

建築物の供用開始時期ですが、先ほど御説明したとおり、南棟のほうが先行して平成 37 年度、続いて北棟のほうが平成 40 年度を予定してございます。

開発交通量でございますが、こちらは 27 ページをご覧くださいますと、走行経路、供用開始後の関連車両の走行経路としては、山手通り、水道道路、甲州街道等を利用する予定でございます。あと十二社通りを経由して計画地に至る経路を計画してございます。関連車両の出入口については、計画地の西側の地区幹線道路に設置する計画でございます。

それでは、飛びまして 35 ページをお開きください。

環境影響評価の項目でございます。

今回のこの事業ですけれども、特定の地域における事業に該当してございますため、東京都環境影響評価条例の施行規則第 54 条に定める環境影響評価の項目を選定してございます。その項目につきまして調査及び予測・評価を行うとしております。

36 ページをご覧ください。

環境影響評価項目として大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観の 6 項目を選定しております。36 ページの網掛部分が評価項目となっております。このうち、一番

下の史跡・文化財につきましては、新宿区と事前協議を行っておりまして、計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しないことを確認しております。また、都の遺跡地図等の既存資料によると、計画地内での文化財は確認されておらず、江戸復元図、江戸切絵図など、そういった資料におきましても計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しないことを確認しております。

なお、この工事につきましても、工事の実施前に試掘調査の必要性については関係機関と協議を行うとしております。試掘調査又は工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法などの法令に基づき関係機関と協議の上で適切な措置を講ずるものとしてございます。

そのため、今回、知的文化財については環境影響評価項目としては選定してございませんというものでございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

どなたからでも結構です。

それでは小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 教えていただきたいんですが、17ページの緑化基準のところなんですが、(ア)というところに計画地全体に対する緑地基準というので、これは40%を確保すると書いてあります。それから、次に(イ)として、南棟、北棟における緑化基準、これは、敷地面積に対する緑化率として当該地区では10分の2、20%ということになってはいますが、計画地全体の面積、それから南棟、北棟、建物の敷地に対する緑化率というのは、具体的にどこで線引きをしていらっしゃるのか教えていただきたいのです。

○柳審議会会長 事務局、いかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 まず、計画地、計画の敷地面積ということで、18ページに載っております計画地全体の緑化率というのが、この計画緑化面積の、表にあるところの一番左下にあるとおり40.07%でございます。

○小堀委員 南棟、北棟の敷地面積に対する緑化率とここにも書いてあるものですから。この南棟、北棟の敷地面積とは何を指しているのかということですか。

○真田アセスメント担当課長 敷地面積というのが、どこの範囲なのかということですか。

○小堀委員 どこの敷地面積が、建物に係る緑地面積として計算した結果20%でオーケーということの根拠を教えていただきたいのですが。

○真田アセスメント担当課長 評価書案の11ページをお開きください。

こちらは施設配置計画図でございまして、こちらのほうには敷地境界、外側に載っているんですけども、真ん中のほうに一点鎖線で書かれた線が引いてあるかと思いますが、この線が南棟と北棟の、それぞれの建物の敷地面積を分けている境界線になります。

○柳審議会会長 一応、資料集の7ページ、8ページに具体的な南棟、北棟の分析とかは載っていますけども。ただ、御質問は20%に、敷地面積にそれぞれかけて南棟、北棟との緑化面積を割り出している根拠は何かということなんです。

○小堀委員 そうです。

○柳審議会会長 質問の趣旨はそのようなんですけども、それは新宿区の緑化に関する条例か何かを根拠にしてやっているということなんですか。

○真田アセスメント担当課長 評価書案の先ほどの17ページもそのとおりでして、南棟、北棟における緑化基準としては、当然ながら通常、「新宿区みどりの条例」の緑化基準がございまして。また、再開発等促進区ということで都市開発諸制度などで定められた基準のいずれにも適合したものとするというところでございます。

それで、根拠としては、南棟、北棟それぞれに対する緑化面積ということであれば「新宿区みどりの条例」ということになるかと思えます。

○柳審議会会長 よろしいですか。南棟、北棟それぞれ20%ずつ、合わせて40%を確保するという、そういう理解ですね。

○真田アセスメント担当課長 はい。それは「新宿区みどりの条例」に書かれているということでございます。

○小堀委員 合計したら40%になるって、ちょっとおかしいです。

○真田アセスメント担当課長 少し補足をさせていただきますと、都市開発諸制度における活用方針について、全体の40%という基準がございまして。これにつきましては18ページの左下に載っているところですけども、それを北棟と南棟それぞれ分けたんですけども、それぞれ40%ですけども、40%きっちりではないんですけど、40%程度の緑化は確保しているという計画でございまして。

○柳審議会会長 小堀委員、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○小堀委員 ちょっと資料編のほうも見て計算方法を理解はしました。

○真田アセスメント担当課長 資料編の8ページをご覧くださいまして、それぞれ南棟、北

棟について敷地面積から建築面積を引いて、それに 0.35 ということで、これは 35%を確保しているということでございます。

説明が足らず申し訳ございません。

8 ページの表において、必要緑化面積、接道部緑化長さというのが「新宿区みどりの条例」に書かれておまして、そこにおいては、地上部では敷地面積から建築面積を引いた面積を 35%を確保する。それが屋上もそうですし、接道部においては接道部の延長の 70%を確保するというので、それぞれ、地上は 1,417.5m²、屋上においては 1,732.5m²、接道部は 374.99m²を確保しなさいという「新宿区みどりの条例」に対して、南棟の例でいいますと、地上では 1,453.8m²、屋上は 2,190m²で、合計 3,643m²となっております。接道部においては、計画緑化面積としては、基準は 374.99m²に対し 403.80m²を確保しているという状況でございます。

○小堀委員 「新宿区みどりの条例」と地区計画とは違うということなんですね、割合が。

○真田アセスメント担当課長 そうですね、はい。

○小堀委員 そういう理解でよろしいですか。

○真田アセスメント担当課長 はい、そのとおりです。

○小堀委員 ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、熱源計画についてなんですけれども、別に専門じゃないのですが、隣のブロックに地域冷暖房、地冷が入っていて、プラントがそこにあると思うんですけれども、そういうのを利用される計画はないのかということと、あと、それと関連してなんですけど、ここに記載がないということは入っていないので何らかの理由があるんだと思うんですけど、たしか後楽のほうの地冷のシステムのとときには、周りを再開発するときに地域冷暖房を入れなさいというようなことになっていたと思いますけれども、この隣の地冷のシステムにはそういうのがないのかどうかということです。ちょっと確認したいんです。

○真田アセスメント担当課長 委員の御指摘のとおり、周りは地域冷暖房のエリアになってございます。この計画地のちょうど東側も西側も、地域冷暖房の導入はされています。おっしゃるとおり、環境確保条例において、ある程度一定規模以上の開発になった場合には地域冷暖房の導入検討義務というのがございますが、今回、導入の検討はしたけれども、一応地域冷暖房を導入せずに、ほぼ単独による熱源で計画をしているということでございます。

ですから、周りに地域冷暖房は確かにあるのですけれども、導入検討の義務の発生はまだ先ですけれども、ただいまの計画では地域冷暖房を導入する計画ではないということでございます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

将来的には分からないかもしれないんですが、もし入れないということであれば、その理由をちょっと明確にいただければありがたいかなと思うんですけど。今である必要はないかと。

○真田アセスメント担当課長 通常は、確かにこういった都市開発計画、大規模なもので地域冷暖房を導入できるような規模であっても導入しない場合、導入しない理由までは、特に今までは記載はしていません。

○齋藤委員 してないということなんですか。

○真田アセスメント担当課長 はい。

○齋藤委員 分かりました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 地域冷暖房のことに関連してなんですけれども、11 ページを拝見すると、北棟、南棟の間に歩行者デッキがあって、15 ページのほうを拝見すると、ちょうど歩行者デッキくらいのところに低層棟の上に排気口があると。もちろんガスですので、それほど排気が問題になるような濃度ではないのかもしれませんが、ちょっと人の暴露という観点からは、排気口がこの位置でいいのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

○真田アセスメント担当課長 15 ページをご覧くださいますと、熱源施設の排気口については、G.L. から 25m となっております。

12 ページをちょっとお開きいただけますでしょうか。

12 ページをご覧くださいますと、左側に南棟があって、北棟が右側に載っているんですけども、熱源施設の排気口については、ちょうどその南棟の低層部の紫色の部分があり、その上に熱源施設の排出口がつくということでございます。先ほど御指摘のあった歩行者が歩くデッキの部分には当然かかりません。

○佐々木委員 高さ的には違う。

○真田アセスメント担当課長 高さ的には違うという計画でございます。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 先ほどの緑化の関係で少々お伺いしたいんですけれども、17ページには、別棟における緑化方針は、「新宿区みどりの条例」に基づく計画書を提出し、適正な緑化に努めていくということが書いてあるんですけれども、環境影響評価書案の249ページは、これは角筈地域センターからなので、別棟を外れた実際に緑が豊富に担保されたほうから見えているんですけれども、実際に新宿中央公園のほうの角から見ると、別棟のほうが35mですか、の商業施設が緑化された広場の前面に結構立ちはだかるような感覚、9階と10階、別棟、片方が9階で片方が10階だったと思いますけれども、と思うんですけれども、そのあたりの別棟が、ちょうど隅切りというか、角のランドマーク的なところに位置する商業施設になるんですけれども、これはちょっと考え方なんですけれども、商業施設ということもあり、せめて壁面緑化等で緑の連続性というようなものをとれないかどうかということで、ちょっとこの景観のほうの予測では、少し角筈地域センターからというところで、非常にちょっと別棟の景観的な、景観の阻害要因になっているというところが見えないような写真になっているので、そのあたりについても検討をお願いしたいという、これはお願いでございます。

○真田アセスメント担当課長 別棟1、別棟2ですけれども、それぞれの緑化計画については、今、新宿区と協議中ということでありますので、その中でこれから詰めていくということになると思いますので。

○池邊委員 はい。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 ちょっと簡単に。北側の水道道路も計画地になっているんですけど、道路に関しては何かやるんでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 水道道路につきましては、先ほど御説明を差し上げましたけれども、拡幅する計画になってございます。

○藤倉委員 全体に。

○真田アセスメント担当課長 計画図の19ページをご覧くださいますと、水道道路が敷地からまたさらに西側にずっと延びているようになっておりますけど、そこを全部、ここに載っている部分は拡幅するという計画でございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 少し補足しますと、拡幅する幅としては、今 15m のものを 22m に拡幅する計画となっております。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、諮問についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

それでは、受理関係について御報告いたします。

本日の資料 2 ページ、資料 2 をご覧ください。

環境影響評価調査計画書が 1 件、先ほど諮問において説明させていただきました環境影響評価書案 1 件、それから環境影響評価書、こちらが 2 件、事後調査報告書が 6 件、それと対象計画策定に係る書面提出書が 1 件、完了届 1 件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当から説明をさせていただきます。

それでは、最初に環境影響評価調査計画書、「北清掃工場建替事業」の調査計画書について説明をさせていただきます。

お手元のグレー色の調査計画書の冊子、こちらに沿って説明をさせていただきます。

本件は、第二部会にお願いしてございまして、8 月に文書諮問をさせていただいている案件でございます。

それでは、グレー色の冊子の 1 ページをお願いいたします。

事業者は東京二十三区清掃一部事務組合、事業の名称は北清掃工場建替事業、事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

対象事業の概略でございますが、現在の北清掃工場は、平成 10 年に竣工してございまして、こちらを建て替える事業でございます。

表 3-1 をご覧ください。

所在地は北区志茂一丁目 2 番 36 号、面積は約 19,000m²、工事着工年度は平成 34 年度を予定、工場稼働年度は平成 40 年度を予定してございます。処理能力は、可燃ごみが日量 600t で、日量 300t の炉が 2 基となります。処理能力は、現在の工場と同じとなります。主な建築物等についてでございますが、工場棟が鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、高さが約 31.0m。煙突は、外筒が鉄筋コンクリート造、内筒がステンレス製、地上高が約 120m となります。工場棟、煙突、ともに高さは現在の工場と同じでございます。

3 ページをお願いいたします。

こちらの図は、対象事業の位置図でございます。図の中央の実線で囲まれた範囲が計画地でございます。東側は一般国道 122 号、北本通りに面してございまして、さらに東側には隅田川が流れ、その対岸は足立区となっております。

1 枚おめくりいただきまして 4 ページをお願いいたします。こちらは航空写真でございます。

右の 5 ページ、こちらが対象事業の区域の図でございます。図の施設配置についてでございますが、現在の施設の配置を示してございます。

1 枚おめくりいただきまして、6 ページをお願いいたします。

今回の施設計画であります。既存と建替後の施設の比較は、この 6 ページの 2 つの表に示されるとおりでございます。計画地の北側には低層住宅地が、また南側にはショッピングモール及び高層住宅がございまして、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としてございます。また、北側の低層住宅地に配慮し、日影などの環境への影響を悪化させないよう同様の高さまでとしてございます。

建替後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 120m とし、ステンレス製の内筒 2 本を鉄筋コンクリート製の外筒 1 本の中に収めるものとしてございます。

建築面積につきましては、既存が約 6,661m²、建替後が約 9,911m²。駐車場は 12 台分を設け、内訳はこちらの本文に記載のとおりでございます。

既存の計量棟、洗車棟、飛灰搬出棟などの附属施設は、新工場では工場棟内に設置されまして、屋外附属施設は駐輪場のみになる予定でございます。

少し飛びまして 8 ページをお願いいたします。こちらが現在建っている施設の配置図でございます。右の 9 ページ、こちらが今回の施設計画図でございます。

8 ページに計量器棟、洗車棟、それから飛灰搬出設備棟などが黄色で示されてございますが、新しい工場では工場棟内に設置される予定でございます。

11 ページをお願いいたします。こちらが計画立面図でございます。上が北側の立面図、下が南側の立面図でございます。1 枚おめくりいただきまして、こちらにも計画立面図でございますが、上が東側、それから下が西側から見た計画立面図でございます。

右の 13 ページ、こちらが北東側から見た完成予想図でございます。

1 枚おめくりいただきまして 14 ページをお願いいたします。こちらが設備概要でございます。施設規模や処理能力などが既存施設と同規模となっております。

右の 15 ページ、こちらが処理フローとなっております。

少し飛びまして 18 ページをお願いいたします。

灰処理設備でございますが、主灰は、湿潤化による飛散防止処理を行いましてコンベヤーで灰バンカへ移送、ろ過式集じん器などで捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤーにより飛灰貯留槽へ搬出し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送いたします。

飛灰処理汚泥は、最終処分場で埋立処分をいたします。主灰は埋立処分、又は民間のセメント工場へ搬出し、セメントの原料化を図ることとしてございます。

21 ページをお願いいたします。緑化計画でございます。

計画地の東側を除く敷地周辺は、低層住宅地や高層住宅地に囲まれておりまして、清掃工場との分離を行うため、計画地を緑化いたします。

計画地の緑化に当たっては、緩衝緑地を配置し、清掃工場の圧迫化を軽減させるように配慮、また、可能な限り屋上を緑化し、屋上緑化については低木などを配置することとしてございます。

22 ページをお願いいたします。工事工程でございます。

工事は平成 34 年度に着手、平成 40 年度の竣工を予定。工事工程については、下の表のとおりでございます。準備工事から試運転までのそれぞれの工程はご覧のとおりでございます。

少し飛びまして 146 ページをお願いいたします。環境影響評価の項目でございます。

対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することで、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染など本文に記載の 12 項目を選定してございます。

評価項目の選定手順は、図に示すとおりでございます。

148 ページをお願いいたします。選定した理由でございます。

大気汚染と騒音・振動につきましては、工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目としてございます。

また、工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両などの走行による影響が考えられることから予測・評価項目としてございます。

続いて悪臭でございます。

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺的生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とするとしてござい

ます。

150 ページをお願いいたします。土壤汚染でございます。

工事の施行中においては、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されるため、土壤の取扱いに慎重を期すために土壤汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とするとしてございます。

なお、計画地内の北西緑地内地下には、既存の北清掃工場建設時に発生した汚染土壤の封じ込め槽が存在しているが、この区画での作業は仮設事務所等の設置にとどまり、封じ込め槽を掘削する予定はなく、封じ込め槽は地盤高より約 2m～3m 以深に存在するため、これらの作業に伴う土壤汚染の要因はないと考察、封じ込め槽を予測・評価の対象としないとしてございます。

工事の完了後の下段ですけれども、封じ込め槽については掘削する計画はないということでございます。今後、本事業で封じ込め槽近辺の土地が改変の対象となった場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせて、その内容を明らかにするとしてございます。したがって、封じ込め槽を予測・評価の対象としてございません。

151 ページをお願いいたします。自然との触れ合い活動の場でございます。

工事の施行中においては、緩衝緑地は現場事務所や材料置き場に転用するため緩衝緑地は整地し、仮囲いを設け、周辺住民に対し立ち入り禁止措置を講じるとしてございます。このため、自然との触れ合い活動の場がなくなることから予測・評価項目としてございません。

また、工事の完了後においては、緩衝緑地として再整備され、終日解放されます。このため、周辺住民の散策などに広く利用されることから予測・評価項目としてございます。

それから地盤、水循環は 150 ページ、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの理由については 151 ページにそれぞれ記載してございます。

152 ページをお願いいたします。こちらは、選定しなかった項目でございます。

選定しなかった項目につきましては、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の 5 項目でございます。

選定しなかった理由については、152 ページ～154 ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○真田アセスメント担当課長 それでは、「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」の環境影響評価書の説明をさせていただきます。

まず、環境影響評価書 2 件の説明が終わった後、そこで質問を承りたいと考えております。
それでは、資料の 3 ページをご覧ください。「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」でございます。
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。

今回、5 項目について環境影響評価書作成に当たって記載を修正しております。

まず、騒音・振動でございます。

審査意見書の内容では、工事用車両の出入口が計画地の南側に集中しており、主な走行ルートとなる区道の大型車の交通量は長期間にわたり大幅な増加が予想されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこととしてございます。

それに対しまして、評価書での記載内容ですが、工事作業員に環境保全のための措置の内容を周知・徹底すること、また、地域住民に対し工事着手前に工事内容について説明するとともに、工事中には週間工程表を掲示するなど、適宜、丁寧な説明に努めることを環境保全のための措置に追記したというものでございます。

次に、地盤でございます。

計画地につきましては、掘削工事範囲に近接して、芝浦運河及び古川の既設護岸、あと JR の横須賀線や東京モノレール、高速道路などの公共性の高い重要施設が存在していることから、地盤掘削、地下水揚水の実施に当たっては、これらの地上及び地下の重要施設に対し適切に配慮するとともに、地盤高や地下水位の観測データを注視し、計画地及びその周辺における地盤変形などの未然防止に努めることという意見でございました。

それに対しましては、それを受けまして、既設護岸や公共性の高い重要施設に対しては、各施設の管理者等と工事着手前から協議を行い適切に配慮すること、大規模掘削による周辺地盤や近接する構造物への影響を極力抑えるよう山留設計を確実に行うとともに、施行中には山留の計測管理を行うことなど、地盤変形などの未然防止への対応について環境保全のための措置に追記したということになってございます。

次に、景観でございます。

景観についての審査意見書では、計画地北東約 5m にある東芝浦橋における計画建築物の形態率は 21.2% と予測しているが、新たに計画地北側に集約される新浜公園(新)の形態率は、東芝浦橋よりもさらに増加するものと予測されることから、新浜公園(新)における圧迫感軽減のための方策について検討することとしてございます。

それに対しまして評価書では、新浜公園(新)における圧迫感軽減の方策として、計画建

建築物と当該公園の間の計画地内に高木列植を設けること、当該高木には可能な限り樹高の高い樹木を選定するよう検討することを、環境保全のための措置に追記してございます。

次の4ページをお開きください。自然との触れ合い活動の場でございます。

審査意見書の内容としては、計画地西側に緑化を施した大規模なオープンスペースを整備する計画としているが、自然との触れ合い活動の場として持つ機能が明らかになるよう具体的な整備方針や利用目的を記述することとしております。

それに対しまして評価書では、オープンスペース内の歩行者専用道路沿いにさまざまな花木や落葉樹・常緑樹を植樹し、人々が花や緑陰を楽しみながら快適に歩行できる空間とすることなど、計画地西側のオープンスペースに関する整備方針や利用目的について予測結果に追記したとしてございます。

次に、自然との触れ合い活動の場の2つ目でございますが、分散していた新浜公園を古川沿いに集約し、周辺のオープンスペースと連続した、まとまりのある空間として公園を整備する計画としているが、主に花見や休息などとして活用されている現状の新浜公園の利用状況を踏まえ、オープンスペースの整備に当たっては、できる限り既存樹木を用いるなど継続性に配慮した計画となるよう努めることとしてございます。

評価書の記載内容ですが、それを受けるような形で、オープンスペースに用いる樹種の設定に当たっては、地域に親しまれている桜など既存緑地で特徴的な樹種を採用すること、また、できる限り既存樹木を用いて整備することなど、既存緑地の継続性に配慮した計画となるよう検討することを環境保全のための措置に追記してございます。

最後に廃棄物でございます。

計画地内の既存建築物の建設時期と石綿含有製品の使用期間が重複していることから、既存建築物における石綿含有製品の使用状況について、可能な限り明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価することとしてございます。

それに対しまして、既存建築物におけるアスベスト含有製品の使用状況について、より詳細に記載するとともに、特別管理廃棄物の処理・処分方法等について予測・評価を行ったとしてございます。

また、除去後のアスベスト廃棄物の保管、運搬及び処分に当たっては、各種規則、指針、マニュアル等に従い適切に行うことを環境保全のための措置にそれぞれ追記してございます。

以上が（仮称）芝浦一丁目建替計画でございます。

続きまして、5ページの「（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」につい

てでございます。こちらの審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。

こちらにつきましては、項目としては大気汚染と風環境でございます、3つあります。

大気汚染の1つ目です。

審査意見書では、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準値を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することとしてございます。

評価書の記載内容としては、環境保全のための措置について、現場内での掲示や定例会議、朝礼等を通じて全ての作業員にその遂行を徹底することや周辺への影響を考慮し、必要に応じて仮囲い上部へのシートなどの設置、虎ノ門地区の他の大規模開発について周辺の各開発事業者と情報共有することなどを検討し、環境への影響の低減に努めることなどを環境保全のための措置に追記したとしてございます。

大気汚染の2つ目でございます。

熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値を満足しているが、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、熱源施設は、供用後継続的に稼働することから、より一層の環境保全のための措置を検討することとしております。

それに対しましては、評価書におきまして、排気口の高さを高く変更し、併せて予測・評価の見直しをしているとなっております。

また、今後の詳細設計の中で機種選定や排気口の高さなどの検討を行い、より一層の大気汚染の影響を低減するよう努めることを環境保全のための措置に追記したということでございます。

最後は風環境でございます。

将来の公園管理者である港区との協議の結果、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めてA-4街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うことという意見でございました。

それに対しましては、港区長からの意見を踏まえ、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなったことから、改めて風環境について予測・評価の見直しを行ったということでございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

環境影響評価調査計画書が1件と環境影響評価書2件について、ただいま説明がありましたけれども、何か御質問ございますでしょうか。

池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 今の芝浦一丁目建替計画のほうでございますけれども、わたしのほうで、自然との触れ合いの活動の場ということで、既存樹の保存とか、そういう部分を入れていただくということで、実際内容的には入っているんですけども、そのときに、その根源となる内容として、もちろん既存の公園等があるんですけども、伐採樹木の状況というのが、高木扱いが550本、中木扱いを合わせて合計11,000tという、これ、多分、前の評価書と変わっていないような気がするんですけども、この伐採樹木が廃棄物として、いわゆる樹木を伐採するよということではなくて、もう廃棄物排出量として、363ページですけども、伐採樹木の状況ということで書かれていたので、このあたりに今回の既存樹を残すというのが、これはアバウトな、約ということなので、10本程度減ってもしようがない、余り表記が変わらないということなのかもしれないんですけども、このままだと、多分余り既存樹を保全するという意味合いが通っていないのではないかというような気もしましたので、これは、そこに今後注意していただきたいということでお願いいたします。

○柳会長 池邊委員、ありがとうございました。

では、事務局から。

○真田アセスメント担当課長 そちらにつきましては、事業者のほうにきちんと伝えてまいりたいと考えてございます。

○池邊委員 よろしく申し上げます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 北清掃工場建替事業の件でちょっと確認したいんですけども、まず、封じ込め槽の位置がどこかというのをちょっと、これ、説明したかもしれないんですけども、一応確認させてください。G.L-2ですか、ここの2というところなんですが、それがこの平面の地図上だとどの辺に当たるのかというのをちょっと確認したいんですけども。

○森本アセスメント担当課長 118ページのところと120ページ、まず118ページをご覧いただきたいのですが、こちらの図の中央にあるところの実線で囲まれているところが計画地で、その北西部分の点線の部分、これが封じ込め槽になります。それで、120ページもご覧いただきたいんですけども、こちらのほうにもさらに拡大された形の封じ込め槽の位置図が記載

されてございます。

○齋藤委員 はい、分かりました。

それで、地下水の調査地点との関係ですけれども、不圧地下水に対して2か所設定されていると思いますけれども、地下水の流れから、ここが妥当であるというふうに判断しているんだと思うんですけれども、そこら辺の情報がないように思うんですけれども。その情報が見えなかったのも、もしあれば、御指摘いただければ、私のほうで確認をしたりします。

ここじゃなくても、要するに、その測定地点が妥当であるというようなことが確認できればいいと思うので、これから第二部会で審議されるんですよ、たしか。そのときにしっかりやっていただければ。

○森本アセスメント担当課長 確認をいたしまして、御連絡をさせていただきたいと思いません。

○齋藤委員 この妥当性はこのままでは判断できないということで。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○柳会長 それでは、谷川委員どうぞ。

○谷川委員 環境影響評価のことからちょっとずれる可能性があるんですけれども、江戸川清掃工場のときには、かさ上げをしたということですよ、江戸川の対応ということで入っているんですけれども。この北清掃工場の場合、隣がすぐ近くに隅田川があるので、そういう震災対策、施設の強靱化対策で、そういうような検討が行っていただいたんですけども、対応が難しかったのかどうか、それから特に発電機関係が、いわゆる水没を考慮するとか、そういうものに対する安全策を考慮しているのかどうか、なかなかアセスの範囲とはずれてしまうんですけれども、そういう情報がこれから都における災害対策を考えるときに非常に重要なポイントになり得ますので、可能であれば、そういう情報も提供していただけたらありがたいなということです。

○森本アセスメント担当課長 今、谷川委員から御指摘いただいた点についてなのですが、こちらについては、確認させていただきまして、また別途御連絡させていただければと。

○谷川委員 関係なくて申し訳ないんですが。

○森本アセスメント担当課長 はい、よろしく願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、平手部会長、どうぞ。

○平手委員 虎ノ門一・二丁目地区再開発事業ですが、風環境についてです。

風環境のところで、実は評価の内容、209 ページですね、123 というポイントが実は A から C、A だったものが C になったということで、それで、前回の評価書案が手元にないのでわからないのですが、これは港区長からの意見を踏まえ、A-4 街区、まさにその場所ですよ。その場所の防風植栽を行えなくなって、見直しの結果、前は、防風植栽があったときには何だったのかということ。それから、見直しをして、防風植栽をしなくなったことで、この 123、ちょうど交差点に当たっているんで、多分、交通量が多いので、C ですので、何とかオーケーという範囲なんですけれども、少し気になるので、その辺をちょっと、防風植栽しなくなったことによって、結果的に悪くなってしまったという、そういう可能性はないのかという、そのあたりの経緯を含めて、分かればありがたいんですが。ちょっと前の情報が手元にないので、何とも判断できない状況なんですよ。

○真田アセスメント担当課長 まず、評価書案の段階でしたけれども、評価書案の段階では、123 番につきましては、今、領域 C になっているんですが、その以前は領域 B でございます。今回、港区との協議の結果、防風植栽については実施しないという意見を踏まえて、今回の計画で、A-4 については防風植栽しておりません。その結果、御指摘のとおり、領域 B であったのが C になったという状況でございます。

○平手委員 評価書案のときは B だったものが C になっちゃったということだよ。

○真田アセスメント担当課長 そのとおりでございます。

○平手委員 もともとが A だったのが、もともとというのは、計面前の案では、建設前では A だった、要するに、評価書案では B だったけれども、今回は C になった。要するに、実際には A から C に移っているんで、その辺、ちょっと交通量の関係とか、その辺はちょっと気になるといえば気になるのですが、港区長との云々というのはどういう経緯でしたか。ちょっと私、そのことも記憶にないので。

○真田アセスメント担当課長 港区のほうと、こういう防風植栽について協議をしていく中で、港区の公園のほうの管理者から防風植栽については、今回しないでもらいたいということで、意見がございました。

○平手委員 だけど、結果的にまた C になってしまったということで、そこを見直すという可能性はあるんですか。

○真田アセスメント担当課長 防風植栽、実際には、この公園なので、植栽自体は行う計画はあるんですけれども、防風植栽は今のところ行わないということで協議は進めているというところですよ。

○平手委員 でも、ちょっとこういうデータが出ているということは、どこかで情報として港区との協議の中でお伝えしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○真田アセスメント担当課長 これにつきましては、港区のほうに伝えてございます。

○平手委員 伝えている。分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、事後調査報告書 6 件について引き続き御説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、お手元でございます事後調査報告書を説明いたします。

資料のほうは 6 ページをお開きください。

「浜松町駅西口周辺開発計画」のほうから御説明をいたします。

6 ページをご覧くださいまして、事業名、浜松町駅西口周辺開発計画でございます。

事業の種類としては、高層建築物の新築です。

規模でございますが、事後調査報告書の 4 ページをご覧ください。

計画地は港区浜松町二丁目。JR 浜松町駅のすぐそばでございます。敷地面積約 28,800m²で、延床面積 388,000m²でございます。最高高さは約 200m となっております。

隣の 5 ページをご覧ください。

主要用途としては、バスターミナル、タクシープール、ステーションコア、事務所、店舗、駐車場、駅舎などとなっております。駐車場の台数は 698 台で、工事予定期間は平成 25 年度～平成 39 年度。全体工事完了は平成 39 年度となっております。

それでは、資料の 6 ページのほうにお戻りください。

事後調査区分としては、工事の施行中その 3 となっております。

騒音・振動と今回、その他（土壌汚染）でございます。

まず、騒音・振動ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音ですけれども、その騒音レベル L_{A5} の事後調査結果は、73dB であり、予測結果である 62dB を上回り、環境確保条例に基づく勧告基準を下回っているところでございます。予測を上回った理由としては、仮設床の解体・撤去作業にあわせて、掘削を行うこととしたため、複数台のバックホウなどがまとまって稼働したことなどが考えられるとしてございます。

その次の建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございますが、振動レベルの L₁₀ の事後調査結果 44dB は、予測結果 66dB および環境確保条例に基づく勧告基準を下回ったというもの

です。

2 番目のその他（土壌汚染）でございます。

区道 1152 号線及び A-1、A-2、TM 工区の一部の区域について、土壌汚染状況調査を行った結果、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染が確認されたところでございます。そのことから形質変更時要届出区域に指定されているところでございます。そのうち一部の区域については掘削除去の措置が完了し、形質変更時要届出区域の指定が解除され、残りの区域についても、今後、土壌汚染対策工事を実施する予定でございます。形質変更時要届出区域に指定された A 街区の通路部分についても掘削除去の措置が完了し、形質変更時要届出区域の指定は解除されています。

苦情の有無でございます。

騒音について、早朝工事の準備の音などに関するものが 2 件ありましたけれども、工事の準備について朝礼後に実施するよう時間を調整するとともに、その旨を先方に説明するなど対応を行い、理解を得たということでございます。

次に、7 ページをご覧ください。

「目黒駅前地区第一種市街地再開発事業」でございます。こちらも高層建築物の新築でございます。

それでは、規模でございますが、お手元でございます事後調査報告書 4 ページをご覧ください。

計画地は品川区上大崎三丁目です。この図の中にあります計画地、これの西側に JR 目黒駅があるということで、JR 目黒駅の駅前でございます。

敷地面積は約 1.7ha で、延床面積が約 170,600m² となっております。

次に、事後調査報告書の 5 ページ、お隣をご覧ください。

最高高さが約 145m、住宅戸数は約 945 戸となっております。主要用途としては、業務・商業施設、共同住宅、駐車場等となっております。工事期間は平成 25 年 2 月～平成 29 年 11 月でございます、供用開始が平成 29 年 12 月を予定しております。

それでは、資料の 7 ページにお戻りください。

事後調査の区分としては、工事の施行中その 3 となっております。

調査結果の内容です。

まず、地盤でございます。

調査期間における各調査地点の地盤高の変動量については-2mm～+1mm の範囲内であり、地

盤の著しい変化は認められておりませんでした。地下水位は、第1帯水層で T.P. +16.34m～19.54m、第2帯水層で T.P. +7.35m～8.69m であり、地下水位の著しい低下は認められなかったとしてございます。以上のことから、掘削工事等に伴う著しい地盤の変形及び地盤沈下はないものと考えられるとしてございます。調査期間全体を通じて、いずれの地点でも地盤高や地下水位の著しい変化は認められなかったということでございます。

水循環でございます。

こちらに関しましても、地盤と同じでございますが、第1帯水層で T.P. +16.34m～19.54m、第2帯水層、T.P. +7.35m～8.69m で、掘削工事等に伴う地下水位の著しい変化は認められなかったとしてございます。

次に、3番の電波障害でございます。

まず、地上デジタル放送でございますが、新たに品質評価が不良または受信不能となった地点ですが、広域局で5地点、県域局で6地点ありました。受信不良などの苦情が寄せられた建物に関しては改善工事を実施し、受信障害を解消したところでございます。

衛星放送でございますが、事後調査における障害の範囲は、予測結果と同様であり、遮蔽障害が生じる建物については受信アンテナ、無線送受信機器の設置などの対策を講じたとのことでございます。

次に、8ページをご覧ください。

廃棄物でございます。

建設工事に伴う廃棄物排出量でございます。下の表をご覧くださいますと、コンクリート塊及び金属くずについて予測結果を上回っております。その理由としては、地下基礎の解体時に予測時に見込んでいなかった堅牢な基礎が確認されたこと、外構工事に干渉する、邪魔になる既存建物の杭抜きを行ったことが挙げられるとしてございます。廃プラスチックが予測結果を上回った理由としては、設備工事に伴うプラスチック製の容器、梱包材等が増加したことなどが挙げられるとしてございます。

2番の土壌の掘削に伴う建設発生土の排出量、建設汚泥の排出量ですが、調査期間においては発生はなかったとしてございます。

最後、苦情の有無でございますが、電波障害について地上デジタル放送の受信不良に関するものが19件ございました。苦情や要望が寄せられた建物に対してはアンテナ改善工事を実施して、受信不良を全て解消したということでございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料9ページをお願いいたします。

立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事後調査報告書について説明させていただきます。

お手元の事後調査報告書の2ページをお願いいたします。

こちらの図は、土地区画整理事業による改変範囲を示す図でございます。本事業は、土地区画整理事業でございまして、図の中央の太い点線で囲まれた範囲が計画地でございます。ご覧のとおり、立川市域と昭島市域が混在してございます。施行面積は66.1ha。工事期間は平成25年度～平成29年度で、図の網かけの範囲が改変範囲でございます。

右側の3ページをお願いいたします。こちらの図が土地利用計画図でございます。国や都、民間などに利用される計画となっております。

本日の資料9ページへお戻りいただけますでしょうか。

こちらの本日の資料9ページの事後調査の区分のところからです。

事後調査の区分は、工事の施行中その5でございまして、施行中の事後報告としては今回が最後となります。

調査項目・事項は、廃棄物でございます。

調査結果の内容、廃棄物（建設発生土及び建設廃棄物の排出量）についてでございますが、今回、調査期間中の作業は、過年度掘削場所の埋め戻し工事のみであったことから、平成29年度は新たな廃棄物の発生はございませんでした。アスファルト塊が予測を上回った理由は、地表から確認できなかった道路が新たに確認されたため、としてございます。

苦情はございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料10ページをお願いいたします。

豊洲新市場建設事業の事後調査報告書について御説明いたします。

お手元のホチキスどめの冊子でございますが、こちらの2ページをお願いいたします。

こちらの図でございますが、こちらは本事業の計画地の位置図でございます。本事業は、卸売市場の建設、それから自動車駐車場を設置するものでございます。敷地面積は、江東区豊洲六丁目地内に、5、6、7、3つの街区を合計で約407,000m²。駐車台数は約6,300台。工事予定期間は平成23年度～平成30年度以降。供用開始予定は平成30年10月（新市場開場予定）となっております。

右の3ページをお願いいたします。

こちらが計画地の施設配置図となっております。

本日の資料 10 ページにお戻りください。

資料、真ん中より上のほうですが、事後調査の区分でございますが、こちらは工事の施行中その 6 でございます。

調査項目・事項は、地盤、水循環、廃棄物、その他（水質汚濁（汚染土壌））でございます。

調査結果の内容でございます。

まず、地盤（地下水の揚水に伴う地盤沈下の範囲及び程度）についてでございますが、地下水位は 2 地点ともに 1m～2m の幅の変動が見られましたが、降雨と連動してございまして、工事の影響と考えられる著しい変動は見られなかったことから、計画地周辺での地下水位の低下に起因する地盤への影響は小さいと考察してございます。

次に、水循環（地下水の揚水に伴う地下水の水位の変化の程度）でございますが、地下水位は 2 地点とも 1m～2m の幅の変動が見られましたが、いずれも降雨と連動してございまして、工事の影響と考えられる著しい変動は見られなかったとしてございます。

続きまして、廃棄物（建設発生土及び建設廃棄物の排出量）についてでございます。まず、建設発生土の排出量、こちらについてはご覧のとおりでございます。続きまして、建設廃棄物の排出量（土木工事及び地下部分の建築工事）についてのものはご覧のとおりでございます。右側、建設廃棄物の発生量（地上部分の建築工事）でございますが、地上部分の建築工事による建設廃棄物の発生量が予測値を上回った理由としては、卸売市場の用途の特殊性から、使用する建築部材などが多岐にわたり、端尺等の使用されない部材が出やすい状況にあったことなどが挙げられる。また、ガラスくずの再利用・再資源化率が予測結果を下回った理由としては、塗装などの付着したガラスくずが再資源化できなかったことが挙げられるとしてございます。

続きまして、その他（水質汚濁（汚染土壌））でございます。地下水の水質確認につきましては、46 地点の濃度確認モニタリング井戸では 1 か月に 1 回、全体確認モニタリング井戸では 3 か月に 1 回の頻度で行っている。濃度が上昇傾向を示した地点や低下傾向を示した地点も存在してございますが、全体的に見れば、大きく汚染状況が変化した傾向は確認できないと専門家会議において評価されてございます。

苦情の有無についてでございますが、水質汚濁（汚染土壌）に関しましては、都民や市場関係者から多くの意見がございました。これに対しまして、平成 29 年 8 月 10 日に提出しております本事業の土壌汚染対策の変更等に関する変更届に示した追加対策を完了させるとともに、地下水の水質確認を引き続き行っていくこととしてございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料 12 ページをお願いいたします。

「是政橋及び関連道路建設事業」の事後調査報告書について説明いたします。

お手元の緑色の冊子の 5 ページをお願いいたします。

こちらの図、事業区間の図でございますが、対象事業区間を示す図となっております。

図の南側の起点、稲城市大丸八号地内から図の北側の終点の府中市是政五丁目地内までの延長、約 1.0km の道路の改築でございます。車線数は往復 4 車線でございます。構造は 1 ページの表 3-1 をご覧いただきたいんですけども、こちらの表の中下段にございますとおり、平面街路構造や橋梁部などがございます。

6 ページをお願いいたします。こちらが対象の路線図でございます。左側が平面図、右側が縦断図でございます。

本日の資料 12 ページへお戻りください。

事後調査の区分でございますが、工事の完了後その 1 でございます。

調査項目・事項は、ご覧のとおりでございます。

調査の結果についてでございます。

まず、大気汚染（自動車交通に伴う大気中の汚染物質濃度）でございます。一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄、いずれも期間平均値、日平均値の最大値で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足するとしてございます。参考調査した浮遊粒子状物質の日平均値の最大値は環境基準を下回ってございます。

続きまして、騒音（道路交通騒音）でございますが、騒音レベル L_{Aeq} の調査結果は全ての地点で予測結果と同程度、または下回り、環境基準を下回ってございます。

さらに、振動（道路交通振動）でございますが、振動レベル L_{10} の調査結果は全ての地点で予測結果及び環境確保条例に基づく規制基準を下回ってございます。

続きまして、低周波空気振動でございますが、こちら L_{50} の調査結果は橋梁端から 20m 地点における予測結果を下回り、参考として調査した、0m、40m、80m、200m 地点の調査結果においても全ての地点で予測結果を下回ってございます。

右側にまいりまして、続きまして 5 番の日照障害でございますが、橋梁部による 1 時間以上の日影が及ぶ範囲は、全て事業区域内にとどまっております。予測結果とおおむね同様となっております。

景観でございます。地域景観の特性の変化の程度でございますが、平面街路部は、沿道地

域からの視界を阻害することは少なく、歩道整備と歩道緑化により、整然とした町並みが形成され、斜張橋の新設により塔及びケーブルが地域景観特性に変化を生じましたが、色彩の配慮により周辺景観と調和した多摩川中流域のランドマークとなっております。代表的な眺望地点からの変化の程度ですが、事後調査時に消失していた眺望地点は、類似の眺望地点から比較を行いましたが、計画道路は目立つ存在ではなく、その他の撮影地点についてもおむね予測結果と同様であったとなっております。圧迫感の変化の程度でございますが、平面街路部は沿道地域からの視界を阻害することは少なく、塔についてもメルテンスの法則による仰角 18 度以上の範囲は、予測結果のとおりほぼ河川敷内におさまるため、圧迫感の程度は少ないと考察してございます。

苦情はございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料 14 ページをお願いいたします。

お手元の「調布都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線、三鷹都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線（調布市富士見町～三鷹市野崎間）建設事業」の事後調査報告書について御説明いたします。

お手元の青色の冊子の 6 ページをお願いいたします。

こちらの図、事業区間の位置図でございますが、図の下側ですね、起点、調布市富士見町三丁目から終点、図の上のほうですけれども、三鷹市野崎二丁目までの延長、約 2.2km の道路の改築でございます。幅員 36m。車線数 4 車線。構造は一般部と橋梁部からなっております。28 年の 8 月から供用されてございます。

右の 7 ページ、こちらが平面図でございます。さらに、1 枚おめくりいただきまして、8 ページ、こちらが標準断面図でございます。

本日の資料 14 ページにお戻りください。

事後調査の区分でございますが、こちら、工事の完了後その 1 でございます。

調査項目・事項は、大気汚染、騒音、振動でございます。

調査結果の内容でございます。

大気汚染（計画路線の利用交通に伴う自動車排出ガス）でございます。一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄の期間平均値、日平均値の最大値は、全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。また、参考調査した浮遊粒子状物質の日平均値の最大値は環境基準を下回ってございます。

続いて、騒音（道路交通騒音）でございます。騒音レベル L_{Aeq} の調査結果は、全ての地点で予測結果と同程度、又は下回り、環境基準を下回っております。

振動（道路交通振動）、振動レベル L_{10} の調査結果は全ての地点で予測結果及び評価の指標とした特定工場等において発生する振動の規制に関する基準、こちらを下回っております。苦情はございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま、6 件の事後調査報告書の説明がありました。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 2つの事業について質問をします。

まずは、目黒駅前地区第一種の件なんですけれども、廃棄物なんですけれども、今日の資料、配付資料でいうと、8 ページのところに概要があるんですけれども、コンクリートとプラスチックが予測結果を上回った理由は書いてあるんですが、木くずもかなり上回ってしまっていて、今回すぐ出て、累積では予測を既に上回っているの、その理由をやはりきちんと書いていただきたい。これ、まだ施行中だと思いますので、今後、事後調査報告が出てきたときには、もう少しそのあたり丁寧に書いてほしいと思います。もし、理由が今分かれば教えてください。

もう一つも、廃棄物関連で、豊洲なんですけれども、今日の資料の 10 ページ目になりますが、豊洲の事後調査報告書そのものの 17 ページと見比べると、まず、今日の資料の 10 ページ目の (2) に建設廃棄物の排出量で土木工事及び地下部分の建築工事の欄が、事後調査結果のところ、今回、発生量が、例えば合計コンクリート 219.8t というふうになっているんですけれども、事後調査報告書の 17 ページ見ると、これ、累積ではないかと思うので、どちらが正しいのかを教えてくださいのと、それから、今日の資料の 11 ページを見ますと、地上部分については、ガラスくずについて予測結果を下回った云々ということが書いてあるんですけれども、事後調査報告書のほうの 18 ページを見ると、平成 29 年度分、つまり、今回対象になるようなところは、ガラス・コンクリートくずというのは全く発生していないんですね。だから、過去のというか、累積での再資源化率が低いことについてここで説明をしているように見えるんですけれども、そうであれば、全体的に、要するに、今回の、今年度の平成 29 年の話をしたいのか、全体の話をしたいのかをもうちょっと整理していただきたいのと、

もし、全体について評価をするのであれば、ガラス・コンクリートくずのすぐ下の廃プラも、目標とするリサイクル率が 95.9%なのに現実には 86%と、かなり低いんですね。ただし、平成 29 年に関してはほとんど出ていないので、99.9%リサイクルされているんですけども、だから、全体について言及するんなら、廃プラのリサイクル率が低い理由もきちんと明記をしていただきたいなと思います。

以上です。

○柳会長 事務局、どうぞ。

○真田アセスメント担当課長 まず、目黒駅前の件ですけども、委員のおっしゃるとおり、木くずのほうは既に予測結果を上回っていると、その理由についてですが、報告書の本編にも、57 ページですけども、特に書いていないというところで、原因については、今、御説明できないんですけども、事後調査報告は、今回工事の施行中その 3 ということで廃棄物については終わりになってしまいますので、廃棄物の木くずの量が多い理由に関しましては、後ほど御説明をさしあげたいと思います。

○柳会長 すぐ分かりますか。

わからなければ、豊洲のほうの質問について教えてください。

○真田アセスメント担当課長 目黒については、今正確な理由が分からない状況でございますので、後ほど御連絡をさしあげます。

○柳会長 では、豊洲のほうの説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 御質問、ありがとうございます。

御質問いただいた、まず 1 点目の件ですけども、本日の冊子の 10 ページのほうをご覧ください。ただきたいんですが、こちらのところの 3 の (1) の予測した事項というところで、平成 29 年度に実施した工事について、建設発生土の排出量を表の 3-1 に、また、土木工事及び地下部分の建設廃棄物の排出量を表 3-2 に示したということでございますので、藤倉委員、御指摘いただいたところの、本日の資料の (2) の表は、平成 29 年度に実施した分の、今回発生した分の数値ということになります。

それと、工事開始からの累積発生量と、平成 29 年度の発生量について表の 3-3 に示したとありますので、こちらの本日のこの資料のほうでまいりますと、この右側の 11 ページの、この表のほうは、工事開始時からの累積の発生量ということでございます。

それと、藤倉委員、2 つ目、御指摘いただいた 11 ページの表で、廃プラスチック類の予測結果とその事後調査結果の再利用・再資源化率の差が大きいということで、こちらにも記載し

てはどうかということの御指摘ですが、それは、委員おっしゃるとおりで、そのようにしてまいりたいと思います。

○柳会長 藤倉委員、分かりましたか。

○藤倉委員 まず、目黒に関しては、私個人的に教えていただいてもしょうがないので、こういうことが、こういう記載がちょっと足りないなと思うようなことがあったら、今後、東京都でしっかり確認をするようにしていただければ、それで結構です。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

○藤倉委員 それで、ちょっと豊洲は、今の説明が分からなかったんですけども、済みません、この事後調査報告書の冊子のほうの 17 ページの表の 3-2 の右半分の表頭には、実績（工事開始～平成 30 年 3 月）と書いてあるんですが、工事開始は平成 23 年のはずなんですけれども、ここの欄に出てくる、例えば、コンクリート合計 219.8t というのは、平成 29 年度だけなのか、累積なのか、もう一回教えていただけますか。

○宮越委員 工事開始が平成 29 年なんですよ。

○藤倉委員 平成 29 年が工事開始。

○宮越委員 だから、それが混同しているんですよ。最初の平成 23 年と平成 29 年のごっちゃになっているからすごく分かりにくいんです。

○森本アセスメント担当課長 説明が至らなくて申し訳ございません。今、委員にご覧いただいているもので、本日の資料の 10 ページの資料ですけれども、平成 29 年 8 月に事業者のほうから変更届として出されたもの、追加対策工事の開始という、追加工事の開始という意味ですので、平成 29 年度の、変更届で示された追加対策工事の開始の期間ととらえていただければと思います。

○藤倉委員 では、もう一つ確認したいんですけども、表の 3-3 のほうの実績の工事開始はいつなんですか。

○森本アセスメント担当課長 本日のホチキスどめの冊子の、もう一度、こちらの 17 ページをご覧くださいんですけども、この表の 3-2 のところで欄外の星印のところに、予測値は平成 29 年 8 月の変更届によるということですので、こちらのところの工事開始となると、平成 29 年 8 月の変更届による追加対策工事の開始から平成 30 年 3 月、年度末までということに、この表の場合はなります。

それから、1 枚おめくりいただきまして、18 ページのほうですけれども、こちらの表の 3-3、この表のほうで、こちらの欄外の下のところ、星印の 1 つ目のところにございまして、

工事開始は平成 25 年の 11 月ということでございますので、こちらのこの工事開始は平成 25 年 11 月からということでございます。

○藤倉委員 事程左様に分かりにくいので、分かりやすい事後報告をするよう、よく御指導いただきたいと思えます。

○柳会長 それでは、谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 実は、私も同じことを質問しようと思ったんですけれども、結局この事後報告書を見ても、その 6 と書いてあるけど、何が何だかわからないんですね。ですから、よく中身を読むと、平成 29 年度の工事分というのが見えるんですけれども、その内容がどういうことをやったのかということを確認しないと、今、これだけ注目されていることですから、都民の方に、こういう事後報告をつくっているのかということになると、いろいろな面で悪影響が出る可能性があると思うので、できるだけ都民が分かりやすい、要点が分かりやすいものをぜひつくってほしいと思っています。ですから、先ほどの、今年度、開始というのが、もしあれだったら、何年から何年とか、そういうふうにしっかり書くようにしていただかないと、市場の担当の方は当然分かっていることで、注を読めば分かるんですけれども、普通的时候は、なかなかそこまで読み込みませんので、表にきちんと明確に書いていただくということ、市場に限らず、ほかの事後調査報告書についてもぜひとも御指導いただければというふうをお願いしたいと思います。ちょっと藤倉委員の重複で申し訳ないんですけれども。

○柳会長 では、そのように、ちゃんと指導するようにお願いいたします。

ほかに。

それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 豊洲の地盤と水循環に関するところについて 2 点ほど確認させていただきたいことがあるんですが、まず、9 ページに、表の 1-1 で環境保全のための措置の実施状況というのがあります。この中に、地下水管理において地下水の常時計測を行い、地下水位を A.P. +1.8m に保てるようにするというのがあるんですが、この地下水位と、左のページ、8 ページに出ている No. 1 の地点と No. 2 の地点の地下水位は別なものと考えてよろしいですね。

○森本アセスメント担当課長 もう一度よろしいですか。済みません。

○宮越委員 9 ページに、表の 1-1 で、地下水管理においては、地下水位の常時計測を行い、地下水位を A.P. +1.8m に保てるように維持管理をすると書いてあるんですけれども、この地下水位と、1.8m にしたい地下水位と、右のページに出ている No. 1 の地点、No. 2 の地点、観

測の井戸があって、そこで今回、1年間モニタリングされたと思うんですが、この地下水位は別なものだと考えてよろしいですね。

○森本アセスメント担当課長 これは別です。

○宮越委員 別ですよ。

ちょっと今回見てみて、この地下水位の記述が書いてあるんですけども、計画地内の地下水位なのか、若しくは計画地外の地下水位なのかという説明が全くないと思うんです。地図を見たら分かるんですけども、文章でそういう記載が全くなくて、唐突に地下水管理においては、という形で出てくるので、記述として、計画地内なのか外なのかというのを明確に書かれたほうがいいんじゃないかなと感じました。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○宮越委員 あともう一点なんですけれども、8ページで、地盤に関する予測事項、8ページの一番上のところで、アで予測した事項、①で地下水の揚水に伴う地盤沈下の範囲と程度とあるんですけども、これでやったことが地下水位の自動測定とあるんですが、地盤の計測というのは、直接地盤の計測というのはされていないんでしょうか。何か、通常、地盤沈下だと、地盤の観測と地下水位の観測というのが通常セットになっていて、地盤変動はこれぐらい確認されたけれども、地下水位がこうだったという記述が今まで多かったように思うんですが、今回、地下水位の記述しかなくて、ちょっと違和感があったんですけども、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 少々お待ちください。

お待たせしました。

地盤の測定については、大規模な掘削工事を行う期間については測定しておりまして、それがもう終了しています。こちらについては、揚水に伴う水位をとということなので、今回はその分がない形になります。

○宮越委員 これについては測定されていて、今回がないということですか。分かりました。

○柳会長 宮越委員、よろしいですか。

○宮越委員 はい、分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ただいまのことにちょっと関連して教えていただきたいんですけども、9ページの表の1にA.P.+1.8にすべく、地下水管理システムを稼働させたけれども、再度機能

強化を図っています。こちらのほうの地下水位というのは測ってはいらっしゃらないのでしょうか。要は、一番利用する側からいいますと、地下ピットの下にどれくらい地下水があるか、できるだけあそこを下げて、前は地下ピットの上まで地下水が来て大きな問題になったわけですが、その付近はいかがなんでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 こちらの地下水管理システムの地下ピットのところの水位ですけれども、事業者としては、そちらについても地下水の測定はしているということです。ただ、計画地周辺への影響ということなので、そちらの分についてのものはこちらの報告書で記載させていただいているということで、報告書にはピットの分については掲載はしていないという形になっております。

○佐々木委員 では、測定はしていても、きちんと機能強化を図られているということでしょうか。

要は、あそこより、コンクリ全て打つということで、地下水が上に来ることはないと思うんですけども、万一来ると、ここから起算したものを外に廃棄するという計画だったと思うので、全く周辺環境に影響ないと言い切れないものですから、中のことだからここになんかということでしたが、機能強化を図って、その部分はしっかりできているという理解でよろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 機能強化を図っていると事業者からは伺っております。

○佐々木委員 工事を実施中というのは終わっているのでしょうか。

○佐々木委員 表の1-1で、機能強化を図る工事を実施中であると書いてございますけれども、これが8月に提出されたもので、もう終了しているという理解でよろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 こちらのことでございますけれども、今の御説明いただいた工事についてですが、平成30年の7月に工事は終えております。ただ、こちらの、今回報告の期間については、まだそちらの期間までは含まれませんので、その平成30年7月までの残りの期間についての部分は、この事後調査報告書のその7になるかと思っております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○柳会長 佐々木委員、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 目黒駅前地区再開発事業第一種市街地再開発事業の、先ほど少し話題に出ていました廃棄物の件ですけれども、これで、堅牢な基礎が確認されたことや外構工事の際に干

渉する既存建築物の杭抜きなどで発生量が多かったという記載があったんですけれども、これで多かったというだけでなく、これで多かったけれども、きちんと処理できたんだよとか、そういったところがちょっと関心となっていたので、そこまで後で追いかけてもらえるといいのかなということを感じました。例えば、画像とかですね、分別状況の画像を入れていただくこともいいんですけれども、そういったような、どんなものが出て、適切に処理したのかというところが知りたいのかなというように感じました。

それから、量が多かったりすると、工期にも影響が出るかなと思いますので、そういったところとかもあわせて情報としてあるといいなというふうに感じました。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 それでは目黒駅前地区再開発事業の事後調査報告書の 57 ページをお開きいただけますでしょうか。この欄で一番下にはいつも書かれてはいますけれども、建設工事に伴う廃棄物は運搬・処分の許可を得た業者に委託して適切に処理・処分を実施し、ということは書かせてはいただいております。

○柳会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、対象計画策定に係る書面提出書と完了届 1 件のほうの説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、お手元にごございます「I 策定した対象計画及びその概要」と書かれましたホチキスどめの冊子、こちらをご覧くださいと思います。こちらの冊子の 2 ページをお願いいたします。

対象計画の概要なのですが、都市計画道路の名称は「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」でございまして、こちらは特例環境配慮書でこれまで御審議いただいた案件でございます。

対象とする延長及び区間は、起点が多摩市聖ヶ丘五丁目（多摩東公園交差点）、終点が同市南野三丁目（多摩市総合福祉センター前交差点）でございまして、延長 5.5km でございます。車線数は本線往復 4 車線となっております。

それでは、9 ページをお願いいたします。

今回の道路ですが、標準区間と鶴牧区間、諏訪・永山区間の大きく 3 つの区間がございます。こちらをご覧くださいますと、このページの上の半分が標準区間の平面図、それからこ

の裏のほうで 10 ページですけれども、こちらの上半分に左側に鶴牧区間、それから右側に諏訪・永山区間の平面図が示されています。

9 ページにお戻りいただきまして、下半分にご覧いただけます。①、③、④、⑤、⑦、こちらが平面構造でございますが、こちらにおいては、標準区間においては沿道環境への配慮などから車道位置については道路の中央に車道往復 4 車線を配置し、その両側に連続した植樹帯などを整備、必要に応じて遮音壁を設置、車道の両側は 0.5m～2m、中央帯は 0.5m～1.5m の遮音壁を設置してございます。また、府中町田線（鎌倉街道）との交差部は橋梁構造となっております。

続いて、見開きの 9 ページから 10 ページ、こちらですが、鶴牧区間及び諏訪・永山区間においては、計画道路の北側の沿道に住居が集中していることから、車道の位置については上下線を集約して地形の高い道路敷地の南側に配置すると。また、鶴牧区間では、車道の北側に 9m～10m の歩道・植樹帯及び 5m の副道、車道南側に 8m～12m の歩道・植樹帯を配置し、必要に応じて車道南側に 1.0m の遮音壁を設置するとしてございます。

諏訪・永山区間では、車道北側に 14m～36m の歩道・植樹帯、車道の南側に 8m～14m の歩道・植樹帯を配置して、必要に応じて車道北側に 0.5m の遮音壁を設置するとしてございます。

少し飛びまして、15 ページをお願いいたします。

2 の対象計画を策定した理由でございます。今回、特例環境配慮書に対して寄せられました都民、関係市長の御意見、知事の審査意見書に加えまして、計画・環境・事業面の観点から評価を行ったものでございます。

まず、(1) 審査意見書でございますが、知事の審査意見としては、騒音振動、景観、廃棄物に関する取り組みが付与されてございます。

続きまして、(2) 都民の意見書、関係市長等の意見、都民の意見を聴く会での意見としましては、都民から 14 件の意見書、関係市長などから 4 件の意見、都民の意見を聴く会では 6 人の公述人から意見が述べられたという状況でございます。

1 枚おめくりいただきまして、16 ページをお願いいたします。(4) 環境的評価でございます。

環境影響評価について、鶴牧区間、それと諏訪・永山区間、A 案、B 案、それぞれ評価したところ、鶴牧区間では、騒音・振動について A 案、B 案ともに環境基準を満たしているが、計画道路北側沿道への環境影響の程度、環境配慮目標の達成の程度について、車道の上下線を集約し、地形の高い南側に配置する B 案がすぐれ、廃棄物について、建設発生土などが少

ないことから B 案がすぐれていたとのございます。また、景観について、A 案が B 案に比べてすぐれているものの有意な差はなく、ほかの項目については両案ともに有意な差がない結果となったとしております。

次に、諏訪・永山区間では、廃棄物について、建設発生土などが少ないことから B 案がすぐれており、景観の項目では B 案が A 案に比べてすぐれているものの有意な差はなく、またほかの項目については両案ともに優位な差がない結果になったとしてございます。

続きまして、(5) 事業的評価でございます。事業費、維持管理費から複数案を比較したとしてございます。このうち鶴牧区間では、事業費、維持管理費について両案ともに有意な差がない結果であり、諏訪・永山区間では、事業費について B 案が A 案に比べて安く、維持管理費については両案ともに有意な差がない結果となっております。

右側の 17 ページをお願いいたします。総合評価でございます。

知事の審査意見書では、特例環境配慮書の記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当することが認められましたが、一方の案を推奨するような意見はございませんでした。都民の意見書では、鶴牧区間の B 案を一定程度支持する意見が見受けられ、また関係市長等からの意見は複数案への言及はなく、都民の意見を聴く会では、鶴牧区間の B 案を支持する意見が見受けられました。

事業者の視点では、計画的評価では両区間、両案ともに有意な差は見られないが、環境的影響評価では、鶴牧区間では騒音・振動、廃棄物について B 案がすぐれており、諏訪・永山区間では廃棄物について B 案がすぐれていたという結果でございます。また、事業的評価では、鶴牧区間において有意な差は見受けられないが、諏訪・永山区間では B 案が経済面ですぐれていたという結果でございます。

以上によりまして、これらを総合的に判断した結果、鶴牧区間及び諏訪・永山区間においてともに B 案を本事業の計画案として策定するとしてございます。

本件に関する説明は以上でございます。

それから、都市高速道路高速外郭環状葛飾線建設事業についてですが、こちらは平成 30 年 8 月 8 日付で完了届が提出されてございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの特例環境配慮書の複数案の選択ということで、ただいま説明のあったように、これから B 案について環境影響評価書を提出していただくという手続に入っていくというこ

との説明がありましたけれども、何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして受理関係については終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 時間も押していると思いますので、2点簡潔にお話をします。

1つは、地冷に関する事で、繰り返しですけれどもちょっとお話をさせていただきたいのは、やっぱりプラントからの距離が命なので、最適な場所だと思うんです。それで、環境影響評価の評価をするときに、可能な限り環境への影響の負荷が軽減されていることというふうな感じありますよね。そういう趣旨からいくと、ちょっと懸念があるかなというふうに思います。もちろん、アセスの限界で事業計画のところまでは手を突っ込めないというのは重々承知ではあるんですけれども、あれだけの適地はないだろうというようなところからすると、非常に懸念しているというような疑問があるということです。これは、あくまでもコメントです。アセスのあり方も含めてちょっとコメントしておきたいと思います。それが1点です。

もう1つは、先ほど話をしました調査地点、封じ込めの件なんですけれども、あのところは、もともと封じ込めの話と土壌の話と、繰り返す土壌の話と2点あると思うんです。その2つの影響を分けられるような地点に調査地点を置かないといけないんじゃないかというふうに考えていますので、これもコメントとして伝えておきます。

以上でございます。

○柳審議会会長 事務局のほうはそれ、今のコメント受けとめて、よろしいでしょうか。

○齋藤委員 回答なくてもいいんですけれども、コメントということでいいんですけれども。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

2点目のほうについてですが、確認をさせていただきたいと思います。

○齋藤委員 あくまでもコメントということで、意見ということで。

○柳審議会会長 また後日、コメントについては事務局のほうから何らかの形で回答することによってよろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 分かりました。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、これをもって本日の審議会を終わります。皆様どうもありがとうございます。

した。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 5 時 37 分閉会)